

【新設】(外国法人に係る外国税額の控除)

20-7-2 恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において法第144条の2第1項《外国法人に係る外国税額の控除》に規定する外国法人税を納付することとなる場合の同条の規定の適用に当たっては、第16章第3節《外国税額の控除》の取扱い(16-3-9《国外源泉所得に係る所得の金額》から16-3-9の3《国外所得金額を計算する場合の準用》まで、16-3-11《国際海上運輸業における運送原価の計算》及び16-3-37《国外事業所等帰属所得を認識する場合の準用》の取扱いを除く。)を準用する。

④ 16-3-29《事業の区分》及び16-3-31《総収入金額》から16-3-35《棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額》までの取扱いを準用する場合における令第195条第2項《外国税額控除の対象とならない外国法人税の額》の規定の適用については、同項に規定する収入金額及び総収入金額には、内部取引に係るものが含まれることに留意する。

【解説】

1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設が本店所在地国以外の第三国で稼得した所得についても恒久的施設帰属所得として法人税の課税対象となることから、その第三国と我が国における二重課税を調整するために恒久的施設を有する外国法人に係る外国税額の控除が規定された(法144の2)。

この外国法人に係る外国税額の控除は、内国法人との取扱いの公平性・整合性の観点から、一括限度額方式、控除限度額、控除限度超過額の繰越し等の基本的な仕組みは、内国法人に係る外国税額の控除と同様とされている。

2 このことから、本通達の本文では、外国法人に係る外国税額の控除において、内国法人に係る外国税額の控除について定めた法人税基本通達第16章第3節《外国税額の控除》の取扱いを一定のものを除いて準用することを明らかにしている。

3 また、本通達の注書では、法人税基本通達16-3-29《事業の区分》及び16-3-31《総収入金額》から16-3-35《棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額》までの取扱いを準用する場合、すなわち、外国法人税の額のうち所得に対する負担が高率な部分の金額を計算する場合の法人税法施行令第195条第2項《外国税額控除の対象とならない外国法人税の額》に規定する収入金額及び総収入金額には、内部取引に係るものを含めて計算することを留意的に明らかにしている。